

## 補助金概要調書

補助金名	米子市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金			
所管部課	環境下水道部環境政策課 (TEL 23 - 5300(直通))			
補助対象者	次に掲げる要件のいずれにも該当する者。 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。 その居住する家屋又はその管理する土地に設置するために家庭用生ごみ処理機等を購入し、かつ、これを適正に使用し及び管理することができる者であること。 家庭用生ごみ処理機等の使用による生ごみの減量化等に関して市が行う調査に協力することができる者であること。 市税等を完納しているものであること。			
補助開始年度	平成19年度(既存の補助制度は、旧米子市は H16 年度廃止、旧淀江町は H18 年度廃止)			
交付目的	市民の日常生活に伴って排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及びごみの分別意識の向上を図る。			
補助金額と過去の補助実績 ( )は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	( )千円 ( )千円	( )千円 ( )千円	5,217千円 ( 0)千円	3,000千円 ( 0)千円
補助事業の内容	補助対象者自身による家庭用生ごみ処理機等の購入に要した費用の3分の1に相当する額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)の補助金を交付する。ただし、生ごみ処理機の購入については2万円、生ごみ処理容器の購入については3,000円を限度とする。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		9,000千円	
	内補助対象経費		9,000千円	
	補助対象経費の内訳		生ごみ処理機購入費 8,778千円(160件) 生ごみ処理容器購入費 222千円(43件)	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		補助率 1/3	
	限度額		(有・無) 生ごみ処理機 20千円 生ごみ処理容器 3千円	
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 (ごみ処理手数料)	
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	一般家庭から排出される生ごみの自家処理や減量化・堆肥化を促進し、また、市民のごみ分別意識の向上が期待でき、市の目指す循環型社会の実現への一手段となる。効果の検証については、補助対象者に対し生ごみ処理機等の使用状況の調査を実施することにより行う。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	平成21年度(平成22年度以降のごみ処理手数料を21年度中に見直すこととしており、その際のごみの減量化等の状況及び補助事業の効果の検証結果により、終期を延長する場合がある。)			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	平成19年度に実施したごみの有料化に伴って、可燃ごみを減らすことを目的に生ごみ処理機の需要が高まることが予想されるが、高額なものであるため、減量化の推進及び市民の生ごみ減量化に対する意識を高めるためには購入に際して助成を行う必要がある。また、生ごみ処理容器についても同様に補助を行い、自己処理を促進する必要がある。			